

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和7年1月8日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

- ①特物契第 24115 号 ②特物契第 24116 号
- ③特物契第 24117 号 ④特物契第 24118 号
- ⑤特物契第 24119 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 ①26 ②3 ③5 ④7 ⑤7

(2) 購入等件名及び数量

- ①ロープ 36 mm(曳航索)1本ほか15点買入
- ②油吸着材 34箱ほか9点買入
- ③白色防舷物(特型)4個ほか4点買入

④毛布 2180 枚ほか 5 点買入

⑤国旗(3 巾)8 枚ほか 518 点買入

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和 10 年 10 月 31 日

(5) 履行場所 建造請負造船所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA, B, C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証(電子

証明書)を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達(GEPS)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 干場 勘嗣 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等(入札説明書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu>.

html

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する。)並びに重量 200g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和7年2月7日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和7年3月3日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和7年3月4日 ①13時20分

②13時40分

③14時00分

④14時20分

⑤14時40分

場所は海上保安庁入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HATTORI Maki, Director General, Administration Department, Japan Coast Guard.
- (2) Classification of the services to be procured: ①26

②3 ③5 ④7 ⑤7

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required:

①Purchased 1 rope 36mm (towed rope) and 15 other items.

②Purchased 34 oil adsorbents and 9 other items.

③Purchased 4 white fenders (type special) and 4 other items.

④Purchased 2180 blankets and 5 other items.

⑤Purchased 8 national flag and 518 other items.

(4) Fulfillment limit: 31.October.2028.

(5) Fulfillment place: Contract shipyard.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship

or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in Sale of product in Kanto・Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing

state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00,3.March.2025.

(8) Contact point for the notice: HOSHIBA Kanshi,
2nd Contract Section, Contract and Accounts Office,
Budget Division, Administration Department, Japan
Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku,
Tokyo, 100-8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入札説明書

(最低価格落札方式)

契約番号：特物契第 24119 号

契約件名：国旗（3巾）8枚ほか518点買入

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書
- 別冊 仕様確認申請書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和7年1月8日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

- (1) 契約件名
国旗（3巾）8枚ほか518点買入
- (2) 契約内容
仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和8年5月31日、令和9年9月30日、令和9年10月31日、令和10年2月28日、令和10年10月31
- (4) 履行場所
建造請負造船所
- (5) 仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先
〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁装備技術部施設補給課 羽深
03-3591-6361 (内線4320)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）

なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）

また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年2月7日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
- ・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）
- ・仕様確認申請書（提出先上記2（5））

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
- ・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））
- ・仕様確認申請書（提出先上記2（5））

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和7年2月18日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 干場 勘嗣
TEL03-3591-6361 内線 2831
jcg-yoshitsu_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和7年1月8日 から 令和7年2月7日 まで
- (4) 入札書の提出期限
令和7年3月3日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
 - ① 電子調達システムによる場合
 - ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)
 - ウ 入札書等の提出
 - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
 - b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。
 - ② 紙による入札の場合
 - ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
 - d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時：令和7年3月4日 14時40分

場所：海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後払いとする。ただし既納部分払い9回とする。

なお、支払時期は納入期限が属する各年度とする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

入札書

一金

ただし 国旗（3巾）8枚ほか518点買入

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

1. 発注件名 国旗（3巾）8枚ほか518点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の

3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 国旗 (3巾) 8枚ほか518点買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 国旗(3巾)8枚ほか518点買入

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等
部署名
確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

※最下段の担当者連絡先等は押印の有無に限らず必ず記載すること。

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

* 今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

* 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

 年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名:国旗（3巾）8枚ほか518点買入」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和6年度
特物契第24119号

物品売買契約書

物品売買契約書

1. 契約件名 国旗（3巾）8枚ほか518点買入
2. 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
別紙内訳のとおり						

3. 納入期限 令和8年5月31日、令和9年9月30日、令和9年10月31日、令和10年2月28日、令和10年10月31日
4. 納入場所 建造請負造船所
5. 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 は、
受注者 と、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(設備等の調査)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。
この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

(代理人等の変更)

第5条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。

(納入期限の変更等)

第7条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第8条 受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所（以下「隔地」という。）である場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第9条 発注者は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

2 受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。

4 発注者は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。

6 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

7 受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第1項の検査に代えるものとする。

8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

(引渡物品の引渡)

第9条の2 発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

2 前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの(契約不適合)を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

(所有権の移転)

第10条 物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第7項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。

3 物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

(値引受領)

第11条 発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することができるものとする。

(代品納入)

第12条 受注者は、第9条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

(不合格品等の措置)

第13条 受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

(代金の支払)

第14条 発注者は、受注者が履行完了後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、前項の規定に係らず、物品の完納前9回に限り、受注者より既納部分の支払いの請求があったとき、その支払いは、前項に準じて行うものとする。

3 受注者は、前項の既納部分の支払いを請求するときは、既納部分検査申請書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。この場合の検査の方法等は第9条を準用する。

4 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第16条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可納期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、発注者が第8条第1項の納入の通知又は第9条第2項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第18条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第19条 受注者は、物品の所有権移転後1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた

後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第20条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき。
 - (2) 受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。
 - (3) 物品が不合格となったとき。(納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。)
 - (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
 - (5) 受注者が第3条の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (7) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第6号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号から第3号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、

若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号から第3号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第21条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第22条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変

更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第24条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹

受注者	住	所	
	氏	名	

仕様書

1 総則

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が調達する新造船に搭載する物品について適用する。

2 件名

国旗（3巾）8枚ほか518点買入

3 品目、規格、数量、納入場所及び納入期限

別紙1「納入場所等内訳書」のとおり

4 検査

納入前に各品目の規格・数量が本仕様を満たすことを当庁検査職員が検査する。検査合格後、納入場所に同物品を納入の後、納入証明を検査職員へ提出し、納入証明の確認完了をもって検査完了とする。

5 その他

- (1) 発注者側の仕様・規格の意図を明確にするため参考機種を明記しているが、参考機種で見積もることを示唆しているものではない。
- (2) 仕様を満たす同等品で入札参加する場合は、仕様確認申請書に当該同等品を記載することを原則とする。
- (3) 仕様確認申請書に記載する規格は、同等品を含めて1品目につき3つの規格まで記載可能とする（入札参加及び納品は、複数規格混合ではなく同一規格をもって行うものとする）。
- (4) 納入する物品の規格等については、別紙2「仕様確認申請書」を提出し、装備技術部施設補給課長の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。
- (5) 契約後に納入する物品の規格番号等が変更された場合は、納入前に装備技術部施設補給課長へ同等品であることを証明する資料を提出し承認を得ることとし、同承認をもって支出負担行為担当官の承認を得たものとする。
- (6) 納入する物品の規格番号等の変更により、契約金額の変更が必要な場合は、標準契約書に基づき協議するものとする。
- (7) 納入場所については、造船所決定後、海上保安庁施設補給課担当官から別途通知する。
- (8) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、海上保安庁施設補給課担当官と協議しその指示に従うこと。
- (9) 支払は履行完了後一括払いとする。ただし、既納部分払い9回を限度とする。なお、支払時期は別紙1「納入場所等内訳書」の納入期限が属する年度とする。
- (10) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）において特定調達品目に該当するものは、基準に適合したものを納入すること。

【別添1 納入場所等内訳書】

品名	PLH	納入期間										新設運送船		3,500ト>型PL#9		180ト>型PS		計
		令和10年2月20日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	
43 足場板	特等杉材 30mm 板 幅間幅付D-7フタW40×30 0×300.0mm	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	20		
44 バール	材質：鋼線鉄線用鋼線 規格：鋼線鉄線用鋼線 サイズ：1500×65×32×28mm	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
45 カヤ	良質カヤ 材質：カヤ 長さ：1.5m	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
46 止水用ス	主材料：紙質塩化ビニル (PVC) 幅間幅：約1.5m	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	7	1	28		
47 止水用ス	ビニル-ス内径15mm×50m 幅間幅	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	4	5	1	31		
48 連結金具	主材料：CAC203 径：18mm 長さ：0.38m程度 中継式×竹の子 片方 (H)	7	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	19		
49 鋼線	JISF3426 (2番1組) W2B5号 180ピッチロープ 18mmφ7.0m	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8		
50 鋼線	JISF3426 (2番1組) W2 B5号 140ピッチロープ 14mmφ7.0m	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
51 鋼線	サイズ100m/mB5シブ 60mmφピッチロープ 12mmφ7.0m	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
52 鋼線	JISF3426W1 号寸法 140mm SF14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
53 鋼線	JISF3426W1 号寸法 180mm SF18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8		
54 鋼線	JISF3422 鋼線切欠 規格 160mm SWSC18シヤクル付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
55 鋼線	JISF3422 鋼線切欠 規格 260mm WHES18シヤクル付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8		
56 シヤクル	JISB2801 SA 号寸法65 (9B)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	12		
57 シヤクル	JISB2801 SA 号寸法46 (6B)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	10		
58 シヤクル	JISB2801 SA 号寸法38 (5F)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	10		
59 シヤクル	JISB2801 SA 号寸法34 (5D)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	12		
60 シヤクル	JISB2801 SC 号寸法24 (3F)	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	29		
61 シヤクル	JISB2801 SC 号寸法18 (2F)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	28		
62 シヤクル	JISB2801 SC 号寸法14 (2A)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	28		
63 シヤクル	JISB2801 SC 号寸法12 (2D) 中継	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	2	28		
64 シヤクル	JISB2801 SC 号寸法6 (1F) 中継	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	2	28		
65 ステンレスシヤクル	規格：450g程度、5個単位 仕様荷重：800kg f程度 16 (D1) 16 (D2) 64 (L) 32 (D) 32 (D)、仕様：W-5/8	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	20	5	80		
66 ステンレスシヤクル	規格：290g程度、10個単位 仕様荷重：500kg f程度 13 (D1) 13 (D2) 52 (L) 26 (D) 26 (D)、仕様：W-1/2	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10	5	10	30	5	130		
67 ステンレスシヤクル	規格：113g程度、20個単位 仕様荷重：350kg f程度 10 (D1) 10 (D2) 40 (L) 20 (D) 20 (D)、仕様：W-3/8	40	10	10	10	10	10	10	10	10	5	10	40	5	5	150		
68 木工用具	別表3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
69 電気木工用具	電気木工用具セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	11		
70 鋸製用具	別表3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
71 鋸製用具	別表3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
72 圧縮機	本体：L500mm×W90mm×H 100mm程度 寸法：φ3mm×L180mm程度 AC100V程度、圧縮機部品付	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	10		
73 ディスクサンダー	寸法寸法：100×6×15mm程度 仕様：100V 単相交流 回転：8.0A	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	20			
74 振動はしこ	JIS規格品、はしこ専用、アルミ 板 設置長さ約210cm、最大使用 質量100kg以上、はしこ長さ 約420cm	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
75 脚立	JIS規格品、アルミ製 設置長さ 約120cm、最大使用質量1 00kg以上	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	14		
76 作業用踏み台	アルミ製、天板長さ約60cm、最 大使用質量120kg以上、滑り 止め付、天板広さ50cm×40 cm以上	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1	2	2	17			
77 レーシングワイヤ	3mm	30	30	30	30	30	30	30	30	30	60	30	30	30	270			
78 手袋	アクリル製 木製ケース付 約230 ×350mm	3	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	1	19			
79 グルット	仕様：550g程度 長さ：240mm程度 素材：ゴム、高強度の糸	10	6	6	6	6	6	6	6	4	6	6	10	4	64			
80 グルット用ロープ	ポリエステル 8mm 三打	500	300	300	300	300	300	300	300	200	300	300	500	200	3200			
81 縄	規格：8mm程度 耐水性、防虫性	200	200	200	200	200	200	200	200	100	200	200	200	100	1800			
82 マーレン	375g φ4mm	20	10	10	10	10	10	10	10	12	12	20	20	102				
83 鉄線マット	パイロリング 450×750mm	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	1	34			
84 鉄線マット	コンスチックマット 450mm× 750mm	32	15	15	15	15	15	15	15	7	15	32	7	168				
85 作業手袋	5本指パイル又は純綿750g 12双入	47	30	30	30	30	30	30	30	5	10	17	17	5	134			
86 皮手袋	5本指、(S、M、L、LL) 牛 革又は合成革製、手口部ペラペラ 加工	160	42	42	42	42	42	42	42	34	62	62	80	34	580			
87 ゴム手袋	厚型作業用手	60	42	42	42	42	42	42	42	17	52	52	42	17	398			

【別紙1 納入場所内訳編】

品目	品名	規格	単位	船型											計								
				PLH	1,000トン型PL (≪N平級別) #24		1,000トン型PL (≪N平級別) #25		1,000トン型PL (≪N平級別) #26		1,000トン型PL (≪N平級別) #27		1,000トン型PL (≪N平級別) #7			180トン型PS		新造船		3,500トン型PL #9		160トン型PS	
				納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期		納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期	納入期
88	磁球	白色 マジックテープ式 帆布生地	双		30												4	既製H+4	21			55	
89	ダイヤル錠	中型真鍮製	個		4	3	3	3	3	3	3	3	2	3				4		2		30	
90	ゴム足靴	絹又は道靴 (股袖)	足		63	38	38	38	38	38	38	17		38					42	サイズ: 29cm x2 76cmx5	17	サイズ: 28cm x3 77cmx5	367
91	絶縁ゴム長靴	形状: ハイカット サイズ: 27cm 仕様: 電気絶縁用 (使用電圧 7000V以下) 構造: 絶縁性 その他: 厚生労働省検定合格品	足		1	1	1	1	1	1	1	1									1		8
92	線状刷毛	径違いユニット刷毛 60mm	個		15	12	12	12	12	12	12	4		14	既製H+2			15		4		112	
93	線状刷毛	径違いユニット刷毛 45mm	個		15	12	12	12	12	12	12			14	既製H+2			15			4	104	
94	線状刷毛	径違いユニット刷毛 30mm	個		15	12	12	12	12	12	12	4		14	既製H+2			15		4		112	
95	線状刷毛	径違いユニット刷毛 25mm	個		15	12	12	12	12	12	12			14	既製H+2			15			4	104	
96	線状刷毛	径違いユニット刷毛 15mm	個		15	12	12	12	12	12	12	4		14	既製H+2			15		4		112	
97	線状刷毛	径違いユニット刷毛 10mm	個		15	12	12	12	12	12	12			14	既製H+2			15				104	
98	スモールローラー刷毛	材質: ポリステル マイクロファイバーローラー (万能用途) 万能用途、ハンドル径M20	個	参考品: トラスコ中山 (株) TPR-134-10	5	3	3	3	3	3	3	10		4	既製H+1			5		10		49	
99	スモールローラーハンドル	径: 6mm 幅: 9.5cm 適合ローラー: 4, 6インチ兼用	個	参考品: トラスコ中山 (株) TRF-L	5	3	3	3	3	3	3	3		4	既製H+1			5		3		35	
100	ローラー巾	重量: 300g 厚度 材質: ナイロン 寸法: 410x245x75mm 厚度	個	参考品: トラスコ中山 (株) TPT175	6	3	3	3	3	3	3	3		4	既製H+1			6		3		37	
101	ローラーハンドル押縮器	径: 30mm 厚度 長さ: 850~2000mm 厚度 径差: 10mm ローター径: ハンドル径M20	本	参考品: トラスコ中山 (株) TES2000 ハンドル径M20	5	3	3	3	3	3	3	1		4	既製H+1			5		1		31	
102	掃柄	1, 300mmL x 13mmw	本		5	3	3	3	3	3	3	3		3				5				28	
103	石油缶切	ガイド付Vカッター	個		2	2	2	2	2	2	2	1		2				2		2	1	18	
104	ウニス刷毛	60mm	個		10	8	8	8	8	8	8	3		10	既製H+2			10		3		76	
105	ウニス刷毛	30mm	個		10	8	8	8	8	8	8	1		10	既製H+2			10		1		72	
106	和筆	ペイント用 (太字)	本		5	4	4	4	4	4	4	3		4				5		3		40	
107	和筆	ペイント用 (中字)	本		17	4	4	4	4	4	4	3		4				17		3		64	
108	ペイントポット	2L入	個		6	4	4	4	4	4	4	2		6	既製H+2			6		2		42	
109	平板刷毛	ナイロン刷毛 (ブルー)	本		35	25	25	25	25	25	25	12		26	既製H+1			35		12		245	
110	柄付モップ	スプリング式取付式	本		10	7	7	7	7	7	7	5		10	既製H+3			10		5		75	
111	柄付モップ用モップ	上記柄付モップ用	個		50	30	30	30	30	30	30	15		36	既製H+6			50		15		316	
112	モップ取り器	径約14φ	個		5	3	3	3	3	3	3	2		5	既製H+2			5		2		34	
113	スクーパーブラシ	中間部通品	個		6	5	5	5	5	5	5	2		5				6		2		46	
114	洗い刷毛	トシ用ブラシ	個		30	15	15	15	15	15	15	6		15				30		6		162	
115	洗い刷毛	柄付洗車ブラシ	個		15	5	5	5	5	5	5	4		5				15		4		68	
116	洗い刷毛	柄付洗車型	個		15	10	10	10	10	10	10	4		10				15		4		98	
117	ホーキ	室内用柄付コンクリートブラシ	本		15	10	10	10	10	10	10	4		13	既製H+3			15		4		101	
118	ホーキ	室内用洗車ホーキ	本		15	10	10	10	10	10	10	4		13	既製H+3			15		4		101	
119	チリ取り	合成樹脂製 中型	個		25	15	15	15	15	15	15	5		17	既製H+2			25		5		152	
120	水切り	巾 幅約40cm	個		5	4	4	4	4	4	4	2		7	既製H+3			5		2		41	
121	スクレーパーハンマー	チャックハンマー兼入換柄付	本		20	10	10	10	10	10	10	5		13	既製H+3			20		5		113	
122	長柄スクレーパー	刃巾 55mm 柄長 900mm	本		6	5	5	5	5	5	5	3		6	既製H+1			6		3		49	
123	スクレーパー	刃巾 40mm 柄長 260mm	本		20	15	15	15	15	15	15	5		16	既製H+1			20		5		141	
124	ワイヤブラシ	鋼製 値付ブラシ型	個		20	10	10	10	10	10	10	5		14	既製H+4			20		5		114	
125	ワイヤブラシ	鋼製 小判型	個		20	10	10	10	10	10	10	5		14	既製H+4			20		5		114	
126	ナイロンブラシ	ヘッド形状: A型 寸法: 16x208x27 材質: ナイロン	個	参考品: P C ナイロンブラシ ナイロン ナイロン CN-A	20							5		4	既製H+4			20		5		54	
127	ホーキ	鋼製洗車用 (おのほろ)	個		20	15	15	15	15	15	15	5		18	既製H+3			20		5		143	
128	洗車刷	300g 径出し	個		6	5	5	5	5	5	5	3		7	既製H+2			6		3		50	
129	洗車刷	トシ用洗車用洗車刷	個		30	20	20	20	20	20	20	5		20				30		5		190	
130	洗車洗車刷	トシ用中性洗車刷 500ml	個	参考品: KINCHO 洗車洗車刷 500ml	30		25	25	25	25	25	5		25				30		5		220	
131	手洗い洗車刷	本体径φ付 容量: 200ml 径出し	個	参考品: トシ用洗車刷 200ml	30		20	20	20	20	20	5		20				30		5		190	
132	手洗い洗車刷 (経目用)	容量: 4L 径出し	個	参考品: トシ用洗車刷 4L	10		8	8	8	8	8	4		8				10		4		76	
133	ハンドクリーナー	2.5Kg入 (ホコリ目録) サイズ: 24.6x15.5x15.4cm 径出し	個	参考品: 経目録 2.5Kg入	5		3	3	3	3	3	1		3				5		1		30	
134	パーツクリーナー	洗車パーツ洗車用、洗車性、径出し 約840ml	個		2		2	2	2	2	2	2		22	既製H+20			2		2		40	

【別紙1 納入場所等内訳】

品番	品名	規格	単位	納入所		1,000ト>型PL (ノ平均効) #24		1,000ト>型PL (ノ平均効) #25		1,000ト>型PL (ノ平均効) #26		1,000ト>型PL (ノ平均効) #27		180ト>型PS		新設家保給		3,500ト>型PL #9		180ト>型PS		計	
				納入所	納入所	令和10年2月28日	令和9年10月31日	令和9年10月31日	令和9年10月31日	令和9年10月31日	令和9年10月31日	令和9年10月31日	令和8年5月31日	令和9年10月31日	令和10年10月31日	令和9年9月30日							
				数量	備考 (法定数)	数量	備考 (法定数)	数量	備考 (法定数)	数量	備考 (法定数)	数量	備考 (法定数)	数量	備考 (法定数)	数量	備考 (法定数)	数量	備考 (法定数)				
135	油用洗剤	機械洗淨剤、容量:1kg	個	参考品:290L-M	2		2		2		2		2		1		2		2		1		18
136	ブルーシート	φ3000 5.4m×5.4m	枚	作業用	4		3		3		3		3				9	既取付+6	4				32
137	杉板	厚板規格1等 15×240×1,800mm (定尺2,000mm) 厚板	枚		3		3		3		3		3				3		3				24
138	杉丸太	赤口150×2,800mm (定尺3,600mm) 程度	本		3		3		3		3		3				3		3				24
139	杉角材	厚板規格1等120角×2,800mm (定尺3,600mm) 厚板	本		3		3		3		3		3				3		3				24
140	鋼	木製予-1/10 (2×30×250mm) 程度	個		5		5		5		5		5				5		5				40
141	鋼	木製予-1/10 (2×30×300mm) 程度	個		5		5		5		5		5				5		5				40
142	セメント	保強ポルトランドセメント 密封入	Kg		50		30		30		30		30				30		50				280
143	バケ	JIS K 5592 オイル付容器入 4kg缶	個		25		30		30		30		30		1		30		25		1		232
144	帆布	防水 JIS 4号	メートル		50		50		50		50		50		10		50		50		10		420
145	振替用	合紙用紙用 170cc入	個		10		10		10		10		10		3		10		10		3		86
146	新築糸	セイトウイン 鋼引線	束		20		10		10		10		10		10		10		20		10		120
147	インサイドマイクローター	JIS B 7508 磁石式 小径φ0.01mmマクロφD 50~63mmφ3~14mm ケース付	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
148	アウトサイドマイクローター	JIS B 7502 固定型φD 0~2.5mm ケース付	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
149	アウトサイドマイクローター	JIS B 7502 調整型φD 2.5~5.0mm ケース付	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
150	ダイヤルゲージ	JIS B 7503 マグネットベース付φ0.1mm 目盛0.01~10mm	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
151	ノギス	JIS B 7507 M1型 呼び寸法300mm ケース付	個		2		1		1		1		1		1		2	既取付+1	2		1		13
152	鋼製直尺	JIS B 7516 C型1級ステンレス 幅1050×1000 (口開)	個		2		1		1		1		1		1		2	既取付+1	2		1		13
153	定規	JIS B 7513 調整型1級、呼び寸法300×300mm、木製カバー付	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
154	トルクレンチ	トルク調整範囲2.0~12.0 Nm、最大角6.35mm、全長195mm、最小目盛0.1Nm	個		2		1		1		1		1				2	既取付+1	2		1		11
155	トルクレンチ	一般用 1300, 1900, 4200 各1	個				1		1		1		1		1		2	既取付+1	2		1		11
156	ハイレンチ	JIS B 4606 H級 呼び寸法600mm	個		2		1		1		1		1		1		3	既取付+2	2		1		14
157	ソケットレンチ	JIS B 4636 12角 15 磁石付ソケット付	個		2		1		1		1		1		1		2	既取付+1	2		1		13
158	メガネレンチ	JIS B 4632 H級A式又はB式両用 45°6 丁用セット	個		2		1		1		1		1		1		2	既取付+1	2		1		13
159	開口スパナ	JIS B 4630 丸型H級 呼び寸法65	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
160	開口スパナ	JIS B 4630 丸型H級A式 呼び寸法46×50	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
161	鋼ヘルマー	JIS H 3401 2種鋼製、耐 腐 食 性 鋼 1kg 開口幅 柄 300mmφ40型	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
162	電工工具	工具セット 20点入	組		2		1		1		1		1		1		3	既取付+1	2		1		14
163	チェーンブロック (1トン用)	JIS B 8802 定荷荷重1トン	個		4		2		2		2		2		1		5		4		1		25
164	チェーンブロック (0.5トン用)	JIS B 8802 定荷荷重0.5トン	個		2		1		1		1		1		1		3	既取付+1 (標準型2個)	2		1		14
165	レバーブロック	JIS規格品 荷重1.6トン	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
166	横万力 (大)	JIS B 4620 リード型 呼び寸法150mm	個		2		1		1		1		1		1		2	既取付+1	2		1		13
167	横万力 (小)	JIS B 4620 リード型 呼び寸法100mm	個		1		1		1		1		1		1		1		1		1		8
168	シャコ万力	鋼製、調整型、フルード型12mm 使用寸法50mm	個				1		1		1		1		1		3	既取付			1		10
169	クランプセット	JIS B 4430 30サイズM15 型ケース付D6~24 (クランプ:ダブルハンドル、ボルト付)	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
170	電気円鋸	JIS C 9605 AC100V 標準付属品付	台		2		2		2		2		2				3	既取付+1	2				17
171	電動グラインダー	直上式 トリフ外径 150mm 標準付属品手裏スイッチ 1組付	台		2		1		1		1		1				2	既取付+1	2				11
172	金取	JIS G 5101 鋼製、鋼製ハンドル型φ5Kg、φ97~60~70	個		2		1		1		1		1		1		1		2				10
173	ガストーチ	鋼製、容量2L、バーナー径39mm、喉口形状式 標準計30本付	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
174	ガストーチ	トーチバーナー ワンタッチ自動点火装置、燃焼時間20分程度以上、クランプ付、お持ち1個付	個	参考品:コーンファン シャット450ポート			1		1		1		1		1		1						6
175	給台	JIS H 2015 防蝕金5種以上 R付200×150×15mm	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
176	キープラー	二重用 能力 200mm	個		2		1		1		1		1		1		1		2		1		12
177	油バケ (大)	鋼製 (1.6mm) 100×500×600mm	個		5		2		2		2		2		1		2		3		1		22
178	油バケ (小)	鋼製 (1.6mm) 100×400×500mm	個		5		2		2		2		2		1		2		3		1		22
179	クレーンガン	レバータイプ (スタンダード型) 重量300cc、スプリング付/スプリング付	組		6		3		3		3		3		1		5	既取付+2	6		1		34
180	注油ポンプ	使用油:灯油、圧油:A重油 吐出量:100ℓ/分 ストローク:60mmφ25 ポンプ径:25mm	個		2		1		1		1		1		1				2				9
181	漏斗	鋼製メッシュ型、容量20L	個		2		1		1		1		1		1				2		1		11
182	ガソリンタンク	鋼製シャープ缶型 注油口付 20L缶	個		10		15		15		15		15		2		15		20		2		124
183	点検灯	容量:420g程度、防水仕様:IP-64 防虫防湿、1個単位での納入	個	参考品:PLM2 三共(イコト)シリーズ	1		1		1		1		1		1		1		1		1		10

【別添1 納入場所等内訳書】

品名	規格	単位	数量	納入期間											計									
				令和10年2月28日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日								
				数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)	数量		備考(法定数)	数量	備考(法定数)						
285	ペンチ	JIS B4623 ユーザー型 強力型 175mm	個	2		2		2		2		2		2		1		4	既庫+2	2		1		20
286	圧着ペンチ	端子寸法8~14mm 長さ295mm	個	1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		10
287	圧着ペンチ	端子寸法1.25~8mm 長さ270mm	個	1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		8
288	スクレパー	径形250mm	個	4		2		2		2		2		2		1		2		4		1		22
289	食切鉄	工具鋼製刃240mm	個	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
290	フライヤー	JIS B4614 コンビネーションフライヤー 寸法150mm	個	2		1		1		1		1		1		1		3	既庫+2	2		1		14
291	給石	角鋼製基礎用目付 150×50×25mm	個	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
292	ピンバイス	ニッケルメッキタイプ	個	2		1		1		1		1		1		1		3	既庫+2	2		1		14
293	地盤	長さ:55cm 幅:20cm 重量:546g 厚さ:5mm 径:50cm ロングノズル付	個	6		3		3		3		3		3		2		3		6		2		24
294	地盤	長さ:22cm 幅:6cm 重量:30g 厚さ:1mm 径:180mm	個	6		5		5		5		5		5		2		5		6		2		46
295	掘削	プラスチック製 口径50, 75, 100, 120mm	個	4		2		2		2		2		2		2		2		4		1		20
296	掘削	プラスチック製 口径50, 75, 100, 120mm	個	4		2		2		2		2		2		1		2		4		1		22
297	設計書	JIS G3532 (厚さφ1mm) 径2mm	Kg	2		2		2		2		2		2		1		4	既庫+2	2		1		20
298	設計書	JIS G3532 (厚さφ1mm) 径1.2mm	Kg	2		2		2		2		2		2		1		4	既庫+2	2		1		20
299	設計書	径1.0mm	Kg	4		2		2		2		2		2		1		4	既庫+2	4		1		24
300	鉛線	径1.0mm	Kg	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
301	鉛線	JIS B1351 (JIS G3055 用) 2×30mm	70S	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
302	鉛線	JIS B1351 (JIS G3055 用) 3×40mm	70S	2		1		1		1		1		1		1		3	既庫+2	2		1		14
303	鉛線	JIS B1351 (JIS G3055 用) 4×45mm	70S	2		1		1		1		1		1		1		3	既庫+2	2		1		14
304	鉛線	JIS B1351 (JIS G3055 用) 5×70mm	70S	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
305	真鍮製鉛線	JIS H3521 2×30mm	70S	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
306	真鍮製鉛線	JIS H3521 3×40mm	70S	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
307	真鍮製鉛線	JIS H3521 4×45mm	70S	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
308	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	40		20		20		20		20		20		5		20		40		5		210
309	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	40		20		20		20		20		20		5		20		40		5		210
310	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	40		20		20		20		20		20		5		20		40		5		210
311	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	40		20		20		20		20		20		5		20		40		5		210
312	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	40		20		20		20		20		20		5		20		40		5		210
313	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	20		10		10		10		10		10		5		10		20		5		110
314	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	20		10		10		10		10		10		5		10		20		5		110
315	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	20		10		10		10		10		10		5		10		20		5		110
316	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	20		10		10		10		10		10		5		10		20		5		110
317	ボルト、ナット	JIS B1180 1181六角 ボルト、ナット 中3個	個	20		10		10		10		10		10		5		10		20		5		110
318	鋼板	鋼板 1.6×914×914mm	枚	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
319	光面丹	450g入	個	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
320	クニス	練(上) 現庫保証付	Kg	200		200		200		200		200		200		100		210	既庫+10	200		100		1810
321	研削布	JIS R6251 シート型-50(E)	枚	200		50		50		50		50		50		20		70	既庫+20	200		20		760
322	研削布	JIS R6251 シート型-100(E)	枚	200		50		50		50		50		50		20		70	既庫+20	200		20		760
323	研削布	JIS R6251 シート型-180(E)	枚	100		50		50		50		50		50		20		70	既庫+20	100		20		560
324	養生保砂袋	厚さ100mm 縦目 2000入	個	2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		20
325	養生保砂袋	厚さ100mm 横目 2000入	個	2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		20
326	養生保砂袋	厚さ100mm 縦目 2000入	個	2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		20
327	ペースト	厚さ150g入	個	2		1		1		1		1		1		1		1		2		1		12
328	鋼製クワ	JIS G3201 材用 クワ 1/10 2×30×250mm	個	8		4		4		4		4		4		4		4		8		4		48
329	木柱	材径 6×12×100mm NO. 1	個	6		3		3		3		3		3		3		3		6		3		36
330	木柱	材径 30×60×250mm NO. 4	個	6		3		3		3		3		3		3		3		6		3		36
331	木柱	材径 50×80×300mm NO. 5	個	6		3		3		3		3		3		3		3		6		3		36
332	レボタム用コンクリート	厚さ100mm 径φ3(2+E) : 電圧AC100~130V仕様用2Pプラグ(ス)のコンクリートプラグは給電用水型、コープ径210cm以上	個	8		8		8		8		8		8		8		8		8		8		80
333	レボタム用コンクリート	厚さ100mm 径φ4(3+E) : 電圧AC200~250V仕様用2Pプラグ(ス)のコンクリートプラグは給電用水型、コープ径210cm以上	個	2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		20

【別添1 納入場所等内訳書】

品目	品名	規格	単位	備考	納入期限										計				
					令和10年2月28日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日		令和9年10月31日			令和9年10月31日		令和9年10月31日	
					数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)		数量	備考(法定数)	数量	備考(法定数)
334	ハンマー	JIS B4613 1/2 230g柄 270mm 位	個		2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	既取H+2	2	1	14	
335	ペンチ	JIS B4623 ユーティ 強力型 200mm	個		2	1	1	1	1	1	1	1	2	既取H+1	2	1	13		
336	圧着ペンチ	端子寸法1. 25~8mm 長さ270mm	個		2	1	1	1	1	1	1	1	2	既取H+1	2	1	13		
337	ドライバー	プラスチック柄 絶縁十字ドライバー NO. 1~NO. 4	個		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2		1	12		
338	バスタブライフ	長さ 200mm	個		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2		1	12		
339	組入バネ	JIS B4630 ISO 6本組付品 クロム鋼	個		2	1	1	1	1	1	1	1	2	既取H+1	2	1	13		
340	組付ナット	JIS B4704 8本組 組付	個		2	1	1	1	1	1	1	1	2		1	12			
341	電工バンド	4本巻用ベークテック 電工バンド	個		2	1	1	1	1	1	1	1	2		1	12			
342	電工ナイフ	ツノ柄付 70mm程度	個		2	1	1	1	1	1	1	1	2		1	12			
343	電線ハンダゴテ	スリムペンシル形	個		2	1	1	1	1	1	1	1	2		1	12			
344	ハンダ	JIS Z3282 無鉛ハンダ 純度50、鉛50%	Kg		2	1	1	1	1	1	1	1	2		1	12			
345	自己融着テープ	幅: 25mm程度、長さ: 2000mm程度、材質: シリコンラ バー、引張強度: 7. 0MPa程度、 耐熱温度: -50~200℃、レクター アオンテープ	本		4	2	2	2	2	2	2	5	2	4		5	30		
346	自己融着テープ	巾 19mm 10, 000mm	本		2	2	2	2	2	2	2	6	既取H+4	2		20			
347	ゴムバンド (多目的用途)	トラック用等多用途用、黒色、タイプ チューブ 幅約15~20mm	メートル		40	30	30	30	30	30	30	20	130	既取H+100	40	20	400		
348	配管補修テープ	鋼製配管に使用可能な補修用ア イバーフラスターテープ、耐熱温度200 度以上、幅約50mm、テープ長さ 約750mm	メートル		4	2	2	2	2	2	2	2	4		4	20			
349	配管補修用/釘	仕様: 1. 9g/c c程度 成分: 亜鉛鋼 (100パーセン ト) 亜鉛少くとも、アズ/アズP 程度: 50P-D85	個		4	2	2	2	2	2	2	2	4		4	20			
350	マシナリバンド (レングスブ ール)	円筒形、発熱/冷却用、発熱/冷却 用、材質: 鋼、耐熱温度2 00度以上	本		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8		
351	深鍋	単身鍋 約270×180mm (約10L)	個	I H対応		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8		
352	フライパン	約360mm	個	I H対応		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	10			
353	フライパン	約330mm	個	I H対応		2										1	3		
354	フライパン	約280mm	個	I H対応		1	1	1	1	1	1	1	1			7			
355	片手鍋	約300×170mm	個	I H対応		2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	12			
356	片手鍋	約210×120mm	個	I H対応		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
357	中華鍋	両手 約360mm	個	I H対応		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9			
358	中華鍋	片手 約300mm	個	I H対応		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	9			
359	鍋敷	樹脂 鍋敷 丸 大 直径185 mm	個		5	4	4	4	4	4	4	4	4	8	8	37			
360	包丁 (洋包丁)	高級鋼製品 刃渡 約270m m	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
361	包丁 (洋包丁)	高級鋼製品 刃渡 約240m m	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10			
362	包丁 (洋包丁)	高級鋼製品 刃渡 約210m m	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	11			
363	包丁 (両切包丁)	高級鋼製品 刃渡 約180m m	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
364	包丁 (出刃)	高級鋼製品 刃渡 約210m m	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10			
365	包丁 (出刃)	高級鋼製品 刃渡 約150mm	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
366	包丁 (両切)	高級鋼製品 刃渡 約300mm	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
367	包丁 (両切)	高級鋼製品 刃渡 約240mm	丁		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
368	スプーン	ステンレス製 200mm	個		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
369	調味器	約260×275×35	個	I H対応		2							2		4				
370	調味器	約240×240×40	個	I H対応		2	2	2	2	2	2	1	2		1	14			
371	餃子包	餃子用 約330×330mm 程度 (I H対応)	個		2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	18			
372	餃子包	餃子用 約270×270mm 程度 (I H対応)	個		2	2	2	2	2	2	2	1	2		1	16			
373	アイロン台	巾約360 長さ約1060mm	個		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	12			
374	はかり	ばねはかり 20Kg	個		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
375	はかり	上皿はかり 4kg	個		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
376	砂	上質	枚		30	50	50	50	50	50	50	50	60	既取H+10	150	50	590		
377	砂	長さ300mm巾長さ5m	巻		12	12	12	12	12	12	12	8	12	20	8	120			
378	砂	クォーツ	枚		36	36	36	36	36	36	36	20	46	既取H+10	20	20	322		
379	砂	島の子	個		36	36	36	36	36	36	36	20	38	既取H+2	20	20	314		
380	ゴミ箱	色調別 円筒 蓋つき	個									10		20	10	40			
381	ゴミ箱	分別用ゴミ箱 30~40L	個			2	2	2	2	2	2		4	既取H+4		14			
382	ゴミ箱	90L 100枚入り	箱		1	1	1	1	1	1	1	1	3	既取H+2	1	1	12		
383	ゴミ箱	45L 100枚入り	箱		1	1	1	1	1	1	1	1	5	既取H+4	1	1	14		

【表1】 輸入品検査内容表

品目	品名	規格	単位	数量	1,000>部PL (小中程度の) #24		1,000>部PL (小中程度の) #25		1,000>部PL (小中程度の) #26		1,000>部PL (小中程度の) #27		1,000>部PL (小中程度の) #28		3,500>部PL #9		1,000>部PL #10	
					検査項目	検査結果	検査項目	検査結果	検査項目	検査結果	検査項目	検査結果	検査項目	検査結果	検査項目	検査結果	検査項目	検査結果
436	10t	7A組 550×370×110 mm 重量 重量 少ナシ	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
437	10t	7A組 470×345×100 mm 重量 重量 少ナシ	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
438	10t	7A組 360×260×60 mm 重量 少ナシ	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
439	10t	7A組 320×240×60 mm 重量 7A-2/2付横型(少)	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
440	25	重量 300 mm	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
441	25	重量 240 mm	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
442	25	重量 210 mm	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
443	25	重量 200 mm	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
444	25	重量 190 mm	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
445	25	重量 180 mm	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
446	1077	重量 151 mm	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
447	2441077	重量 22 L	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
448	2441077	重量 35 L	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
449	1077	重量 310×250×110 mm	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
450	1077	重量 310×250×60 mm	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
451	1077	重量 240 mm	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
452	25	重量 250 mm	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
453	1077	重量 300×380×30 mm	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
454	25	重量 300×16.5 mm	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
455	25	重量 350×256×18 mm	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
456	25	重量 300×16.5 mm	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
457	25	重量 300×16.5 mm	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
458	25	重量 200 mm	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
459	25	重量 200 mm	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
460	25	重量 200 mm	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
461	25	重量 200 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
462	1077	重量 240 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
463	25	重量 240 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
464	25	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
465	1077 (A)	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
466	1077 (B)	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
467	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
468	1077	重量 240 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
469	1077	重量 240 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
470	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
471	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
472	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
473	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
474	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
475	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
476	1077	重量 240 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
477	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
478	1077	重量 240 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
479	1077	重量 240 mm	個	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
480	1077	重量 240 mm	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
481	1077	重量 240 mm	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
482	1077	重量 240 mm	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
483	1077	重量 240 mm	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
484	1077	重量 240 mm	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
485	1077	重量 240 mm	個	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
486	1077	重量 240 mm	個	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
487	1077	重量 240 mm	個	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

【別紙1 納入場所等内訳書】

番号	品名	規格	単位	備考	1,000ト>型PL (へい甲板約) #24		1,000ト>型PL (へい甲板約) #25		1,000ト>型PL (へい甲板約) #26		1,000ト>型PL (へい甲板約) #27		1,000ト>型PL (へい甲板約) #7		180ト>型PS		新製測量船		3,500ト>型PL #9		180ト>型PS		計		
					納入期		納入期		納入期		納入期		納入期		納入期		納入期		納入期		納入期			納入期	
					数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考		数量	備考
488	サランラップ (中)	食品用 30cm×50m	個		15		15		15		15		15		15		15		15		15		150		
489	アルミホイル (大)	台所用 45cm×30m	個		5		5		5		5		5		5		5		5		5		50		
490	アルミホイル (中)	台所用 30cm×30m	個		5		5		5		5		5		5		5		5		5		50		
491	クッキングシート	業務用 約33cm×30m	個		5		5		5		5		5		5		5		5		5		50		
492	キッチンペーパー	70カット×40-ル/バルブ10%	セット		10		10		10		10		10		10		10		10		10		100		
493	つまようじ	60mm 約500本入	セット		1		1		1		1		1		1		1		1		1		10		
494	耐熱シート	材質:コトロン (ポリチオエーチレン加工) 耐熱温度90度, コンベクションフィルム	双		2		2		2		2		2		2		2		2		2		20		
495	滑り止めシート	60×200cm 厚さ約3mm	枚		3		3		3		3		3		3		3		3		3		30		
496	テーブルクロス	92cm×10m 厚さ約2mm 遮熱ビニール製	毎		10		10		10		10		10		10		10		10		10		100		
497	サンディング	重量約5.8kg 吊り下げ式	台		1																		1		
498	射撃用耳栓	NRR値:29dB程度, 材質:シリコン/強化ビニール, サイズ:フークラシック耳栓 フォームタイプ	個	参考品:3M E-A-R	60		42		42		42		42		30		42		30		42		372		
499	梱木綿	幅30cm	メートル		70		70		70		70		70		20		70		20		70		600		
500	防錆紙	材質:防錆用クワトロ 長さ0.5m×幅900mm程度	平米		15		15		15		15		15		5		15		5		15		130		
501	保革油	400ml	個		1		1		1		1		1		1		1		1		1		10		
502	給容器	2L缶	個		2		2		2		2		2		1		2		1		2		18		
503	ウエス	白 純綿織上	Kg		50		20		20		20		20				20		30				200		
504	作業宙台	重量:5kg程度 サイズ:100×50×10cm程度	個	参考品:JICタイプ	1		1		1		1		1		1		1		1		1		8		
505	水中ポンプ	海水対応, 吐出量400mm, 全揚程6m程度, 60Hz	台	参考品:鏡見製作所 40TM2.2SS-60Hz	2		1		1		1		1		1		1		1		1		11		
506	ホース40mm	水中ポンプ用ホース 径40mm 長さ10m	本		1		1		1		1		1		1		1		1		1		10		
507	オイルメジャー	容量1000ml ノズル長さ140mm	個		2		2		2		2		2		2		2		2		2		20		
508	モッコ	クレーン吊り用, 約2mx2m, シート付, 使用重量50kg以上	台		1		1		1		1		1		1		1		1		1		8		
509	台車	300kg用	台		1		1		1		1		1				4		1		1		11		
510	リヤカー	アルミ製折りたたみ 四輪アルミ板張り, 安全スタンド付き 割付重量350kg ノーバンタイプ	個		1		1		1		1		1		1		1		1		1		10		
511	防水バケツ	防水 ロールアップバケツ 容量30L以上 防水性能IP67以上 黒色	個	参考品:VILOCY #65374 又は イスコ ロールアップバケツ	1		2		2		2		2		1		2		2		2		17		
512	保安指示灯	径30×長さ530mm程度, 電池式 赤色, LED式, 点灯・点滅切替式	個	参考品:ミドリ安全 FS-10	1		1		1		1		1				1		1		1		6		
513	保安指示灯	径30×長さ530mm程度, 電池式 緑色, LED式, 点灯・点滅切替式2灯併用, LED式, 点灯・点滅切替式	個	参考品:安全 FS-10G	1		1		1		1		1				1		1		1		6		
514	作業台	材質アルミ合金, 水平中折式, 天板高さ1.8m, 設置寸法:昇降面758mm, 奥行1615mm, 最大過重量160kg程度 赤色, LED式, 点灯・点滅切替式	個	参考品:ピカールレーン製BM-A180	1																		1		
515	ばりしロープ	3M CLIMBING 8mm×6m リュエスチル製 最小破断強度1732kg	本		8																		8		
516	ばりし用ベルト	AVIELAN ベルト幅50mm 破断重量5kg/1m長さ固定0.5m, 巻取り幅3m フックタイプ	本		4		4		4		4		4								4		24		
517	吹き出し	一般用 L=160cm, Φ40cm	個	へい甲板約設置場所のみ	2		2		2		2		2								2		12		
518	トラチヤキ	対応身長:160~185cm, 着丈:64cm, 腰囲:100~140cm, LLサイズ, 素材:材質:テフロン強化ビニール, マッシュ/ポリエステル, 黒色	個	参考品:ミドリ安全 両製 K-1V	5		5		5		5		5								5		30		
519	イヤーマフ	NRR値:30dB程度, JIS T 8161 EM適合, ヘッドバンド式, 耳当て:バンパ:ポリ塩化ビニール(PVC)	個	参考品:3M H10A																	5		5		

別表1

内訳書 No.1~3：「国旗」仕様

(1) 品質

旗生地	原糸	ナイロンー66・アクリル交撚糸
	番手(縦横とも)	ナイロンー467 dtexアクリル1/40S
	組織	平織
	密度(縦横とも)	30~32 (ただし、織耳部は幅約1cm、密度は45本/2.25cm以上)
通し袋生地		ナイロンー66・アクリル交撚糸
旗紐		綿組打ちひも(八打ち)直径0.6
金具		黄銅製スィブルフック
縫糸	本縫	ポリエステル縫糸 222 dtex×1×3 (色相は地色と同系色)
	補強糸	ポリエステル縫糸 222 dtex×1×3 (色相は地色と同系色)
	紐通し袋	ポリエステル縫糸 222 dtex×1×3 (色相は地色と同系色)
旗紐取付糸		ポリエステル縫糸 167 dtex×2×3 (色相は地色と同系色)

(2) 寸法

(単位：cm)

種類	寸法			許容差
	縦	横	日の丸径	
3巾	129	193.5	77.4	アクリル・ナイロン生地 ±5.0%
2巾	86	129	51.6	
1.5巾	64.5	96.7	38.7	
1巾	43	64.5	25.8	

(3) 生地の色

- ・日の丸 JIS Z 8721の5R4/12を標準とする。
- ・白地 JIS Z 8721のN9以上、N9.5以下とする。

(4) 裁断及び縫製等

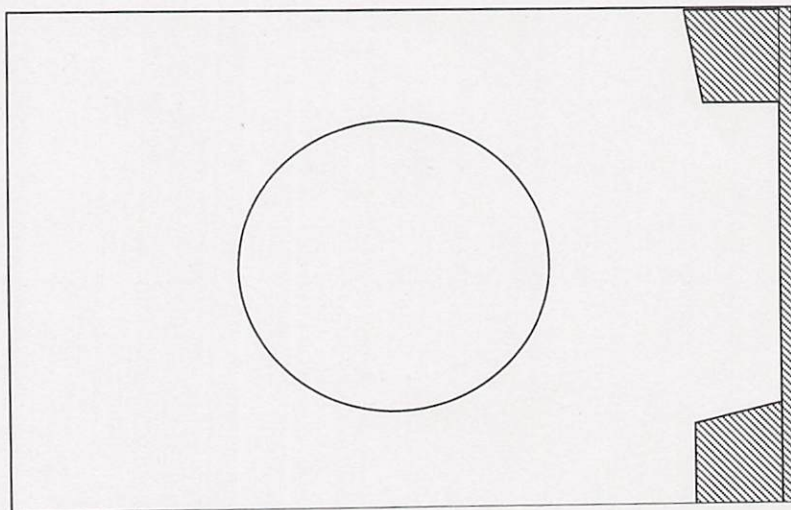
①裁断

常に生地織目が、縦横方向に水平及び垂直になること。

②縫製

- 日の丸は、折り伏せ3条縫いとする。
- 旗紐の長さは旗巾の1.5倍とし、旗紐の取付けは紐通し袋に通し、上下両端に金具を取付けて、止め縫いを完全にすること。
- 糸調子は上下糸とも、つれ、たるみ、縫いとび、縫いはずれがないこと。
- 返し針は縫い始め、縫い終わりとも完全に行うこと。
- 旗の上下縁は、織耳を使用し、未縫製とする。
- 末端末は、三つ折り3条縫いとする。
- 補強力布は、旗の縦及び横寸法の1/10を一辺とする長方形の共生地を用い、紐付け部両端の裏側に伏せ縫いで二列縫いとする。(2巾以上)
- 旗付けは、旗生地を二つ折りにし、折り返しは1cm以上とり、二列縫いとする。仕上げは約4cmとし、紐通し部は、紐が2本入る余裕があること。
- ミシン糸数は、周囲は3cm間に7~9針前後とし、日の丸は3cm間に10針前後とする
- 付図1に示す斜線部分には、熱樹脂加工を施すものとする。

(付図1)



斜線部分は、熱樹脂加工を施す。

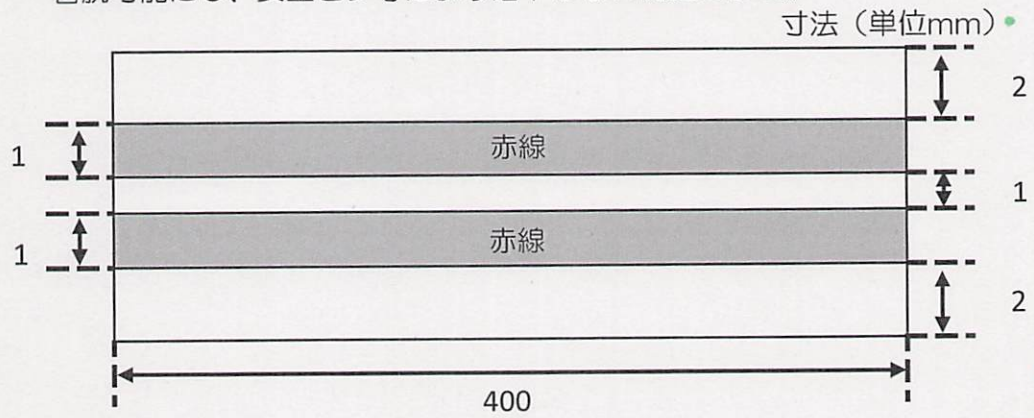
(5) 仕上げ

糸屑等を取り除き、丁寧に仕上げること。

内訳書 No.19~20：「当直腕章」仕様

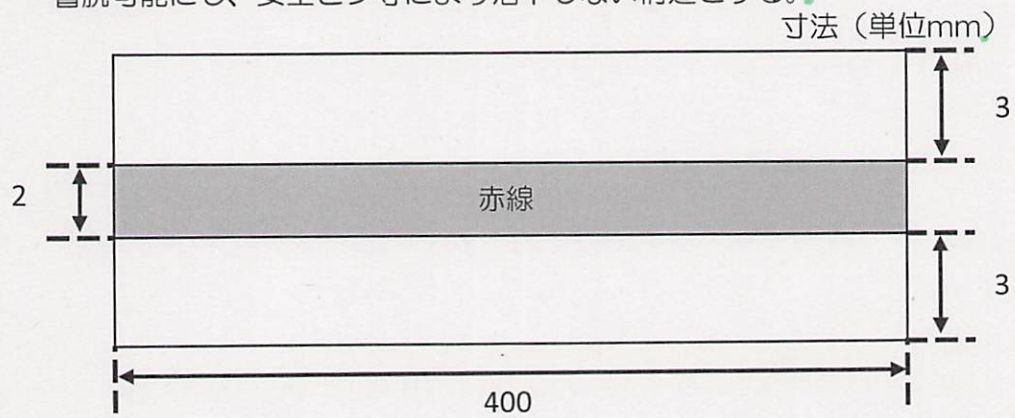
(1) No.19：当直腕章（1号）

黄色の布製又は合成樹脂製、赤線2条をつけ、両端はマジックテープ等で着脱可能にし、安全ピン等により落下しない構造とする。



(2) No.20：当直腕章（2号）

黄色の布製又は合成樹脂製、赤線1条をつけ、両端はマジックテープ等で着脱可能にし、安全ピン等により落下しない構造とする。



内訳書 No.68/70/71：工具類内訳

(1) No.68：木工用具

品名	規格	単位	数量
鋸	両刃鋸 呼寸法240mm桧柄付	個	1
鋸	片刃鋸 呼寸法330mm桧柄付	個	1
カンナ	2枚合台付 刃巾 60mm	個	1
ノミ	追込み 9×18mm	個	1
ノミ	厚ノミ 9×9mm	個	1
玄能	中玄能 (0.4kg) 柄付	個	1
ドライバー	JISB4609 貫通ドライバー 250mm	個	1
釘抜き	段付カジヤ300mm	個	1
螺旋錐	スライバルリングオーガー D18mm 柄付	個	1
チョウナ	柄付	個	1
金曲尺	全長 50cm	個	1
錐	三ツ目 (中)	個	1
小型鋼製巻尺	2m	個	1
収納箱	-	個	1

(2) No.70：縫製用具

品名	規格	単位	数量
鳩目打器	30打抜ポンチ1個及び鳩目 200個付	組	1
パーム	上質牛皮製	個	2
はさみ	裁ばさみ	個	1
木綿針	JIS S3008 3号	本	20
帆縫針	-	本	20
帆縫ろう	固型	kg	0.5
収納袋	-	個	1

(3) No.71：索加工具

品名	規格	単位	数量
サービング マレット	呼寸法 50	個	1
サービング マレット	呼寸法 75	個	1
スパイキ	鋼製 200mm	個	1
スパイキ	鋼製 350mm	個	2
スパイキ	木製 300mm	個	1
スパイキ	木製 400mm	個	2
ハンマー	片手ハンマー 0.45kg 櫛柄付	個	1
ハンマー	木又はプラスチック製 60mm長さ150mm 櫛柄付	個	1
シーナイフ	両刃 パン切ナイフ型	個	5
収納袋	-	個	1

仕様確認申請書

年 月 日

海上保安庁 装備技術部部 施設補給課長 経由
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(競争参加者の)

住 所

商号又は名称

代表者名

貴庁が公示した入札公告「国旗（3巾）8枚ほか518点買入」について、カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

別 紙

件 名 国旗 (3巾) 8枚ほか518点買入

	品 目	規 格 等	数 量	※合否 の判定	備 考
1				合・否	
2				合・否	
3				合・否	
4				合・否	
5				合・否	
6				合・否	
7				合・否	
8				合・否	
9				合・否	
10				合・否	
11				合・否	
12				合・否	
13				合・否	
14				合・否	
15				合・否	

※欄は、海上保安庁で使用するので記入しないで下さい。

※	最終判定
	合 ・ 否